

国立公園オフィシャルパートナーロゴマーク使用規約

平成28年11月11日制定

(目的)

第1条

この規約は、国立公園オフィシャルパートナーシッププログラム実施規約（以下「実施規約」という。）に基づきパートナーシップを締結した企業・団体（以下「パートナー企業等」という。）が、国立公園オフィシャルパートナーロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

(使用方法)

第2条

- 1 パートナー企業等は、別途定める「国立公園オフィシャルパートナーロゴマーク使用マニュアル」に従い、ロゴマークを無償で使用することができます。ただし、次のような使用をすることはできません。
 - (1) 提供する商品やサービスの品質を保証するものとして使用すること
 - (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること
 - (3) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結びつけて使用すること
 - (4) その他、国立公園オフィシャルパートナーシッププログラムの趣旨に反するような方法で使用すること
- 2 パートナー企業等は、ロゴマークの使用にあたり、自己が国立公園オフィシャルパートナーシッププログラムに参加し、趣旨に沿った取組みを推進している旨を付記することを推奨します。

(権利の譲渡の禁止等)

第3条

- 1 パートナー企業等は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできません。
- 2 実施規約第7条の規定により定められた期間が満了した場合又は実施規約第9条第2項に基づきパートナーシップが失効した場合には、当該パートナー企業等はロゴマークを使用することはできません。

(規約の改訂等)

第4条

- 1 本規約は、環境省により必要に応じて改訂される場合があります。その場合は、改訂後にパートナー企業等に通知します。
- 2 本規約の改訂により参加企業等に不利益が生じた場合も、環境省はその責任を負うものではありません。

附則

本規約は、平成28年11月11日から施行します。